瑞宝単光章を授ける（各通）　（広島県警部）　近藤　博　森本　敏彦
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月四日）　寺田　吉夫　武吉　
瑞宝小綬章を授ける（各通）　久保田　武　棚橋　信之
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月五日）　秋葉　正　小笹　貞實
瑞宝双光章を授ける（各通）　北村　孝二　熊谷　眞三　岩井　次郎　進藤　龍三實
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月六日）　辻村　次郎　徳力　義春　豊村　堅太郎　能治　
瑞宝双光章を授ける（各通）　山ノ川　光雄　柴崎　元昭　田中　實　鶴貝　博
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月七日）　細谷　幸次　昌健　
瑞宝小綬章を授ける　坂口　昌司　小栗　康郎　達郎　岩崎　石田　光二　片岡　
瑞宝双光章を授ける（各通）　小川　秋一　山根　章　渡邊　義次　
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月八日）　西本　重義　本位田　秀夫　
瑞宝小綬章を授ける　冨宿　敏雄　伊橋　寛　及川　幹　岡田　
瑞宝双光章を授ける（各通）　松永　富雄　吉康　正牟　松林　中澤　義一　松岡　政春
瑞宝双光章を授ける（各通）　矢島　勲　松澤　健　西條　政夫　岡　
瑞宝双光章を授ける（各通）　新井　勇　中山　勉　横井　善明　米谷　政義　村上　藏男
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月七日）　山岡　騏男　上　藏　
瑞宝双光章を授ける（各通）（七月八日）　（三等空佐）　高　輝　安井　昭雄　丹野　和夫　方　孝之
瑞宝双光章を授ける（七月九日）　（三等海尉）　金成　益義　小松　樹雄　黒坂　隆司　
瑞宝単光章を授ける（各通）（七月十日）　早川　豊春
瑞宝双光章を授ける（七月十一日）
大使ク本邦駐箚特命全権大使　和本　洋子
公使ク本邦駐箚特命全権公使　ドミニカ共和国ルーラル・シマルシュタイン　ペドロ・シマルシアノ・ベルメッツ
旭日大綬章を贈与する（各通）（八月二日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、八月九日シンガポール国の国祭日につき、同月八日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

資料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

八月八日（木）

○一般案件（抜粋）

一、当面の財政健全化に向けた取組等について―中期財政計画―（了解）（内閣官房・内閣府本府）

一、平成二十六年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について（了解）（財務省）

一、日・ASEAN特別首脳会議の開催について（了解）（外務省）

公告

諸事項

工場財団

北海道釧路市星が浦北四丁目２番６号**株式会社マルセンクリーニング**の工場財団に釧路市星が浦北四丁目２番６号株式会社マルセンクリーニング釧路工場の機械器具を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成25年８月12日　　釧路地方法務局

有権者申出方

元当局所属公証人小鷹勝幸の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成25年８月12日　　釧路地方法務局

元当局所属公証人前島俊一の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成25年８月12日　　仙台法務局

元当局所属公証人皆川二郎の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成25年８月12日　　福島地方法務局

元当局所属公証人森川大司の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成25年８月12日　　宇都宮地方法務局

元当局所属公証人根岸利光の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成25年８月12日　　前橋地方法務局

元当局所属公証人小見山道有の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成25年８月12日　　大阪法務局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成25年８月12日から１週間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき公告する。

平成25年８月12日

横浜地方法務局長　髙村　一之

記

氏名　勝倉　修身
所属する司法書士会　神奈川県司法書士会
登録番号　神奈川第717号
事務所の所在地　横浜市栄区小菅ケ谷一丁目16番１本郷台サンハイツ414号
違反行為　業務外行為

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第１号の規定に基づき、戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成25年８月12日

神戸地方法務局長　林田　雅隆

記

氏名　鈴木　厳士
所属する司法書士会　兵庫県司法書士会
登録番号　兵庫第1655号
事務所の所在地　兵庫県明石市小久保二丁目１―４コトブキビル２Ｆ西
違反行為　会則違反等

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第１号の規定に基づき、平成25年８月１日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成25年８月12日

福岡法務局長　浅井　琢児

記

氏名　中島　忠之
所属する司法書士会　福岡県司法書士会
登録番号　福岡第717号
事務所の所在地　北九州市八幡西区樋口町７番30号
違反行為　業務外行為

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第２号の規定に基づき、平成25年８月２日から１か月間の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成25年８月12日

横浜地方法務局長　髙村　一之

記

氏名　川田　盛久
所属する土地家屋調査士会　神奈川県土地家屋調査士会
登録番号　神奈川第445号
事務所の所在地　神奈川県横須賀市佐野町一丁目３番地さくら荘３号
違反行為　他人による業務の取扱い等